

令和4年度 刈中・刈高同窓会総会 報告

日 時 令和4年9月24日(土) 14:00～

場 所 シャインズ 3階ホール

参加者総数 25名

1 事業報告(令和3年8月1日～令和4年7月31日)

令和3年 9月 3日(金) 同窓会役員会
9月25日(土) 同窓会令和2年度総会(中止)
11月14日(日) 亀の子会会員の集い(総会)(中止)
令和4年 4月 亀の子会新入生歓迎会(中止)
6月12日(日) 関西亀の子会第38回総会
於 KKR ホテル大阪
小川会長、丸山教頭(高36回)出席

2 会計決算報告(令和3年8月1日～令和4年7月31日)

I 基本金の部

収入額	¥36,902,375
支出額	¥6,257,421
残 額	¥30,644,954(次年度繰越)
収入	支出
前年度繰越金 ¥6,208,201	事務費 ¥0
入会金 ¥394,000 1000円×394人	繰出金 ¥0
寄付預り金 ¥30,300,000 刈高への寄付預かり金	舞台幕一式 ¥6,257,421
雑収入 ¥174 利息	合計 ¥6,257,421
合計 ¥36,902,375	

寄付金は刈谷高校への寄付支出のみとし、同窓会の支出としては用いません。

II 経常費の部

収入額	¥15,398,568
支出額	¥4,341,850
残 額	¥11,056,718(次年度繰越)
(単年度収支)	¥-2,723,832)
収入	
前年度繰越金 ¥13,780,550	
入会金 ¥1,576,000 4,000円×394名	
繰入金 ¥0	
総会会費等 ¥0	
寄付金 ¥38,869 同窓会寄付金口座より(主に運営協力金)	
その他の寄付、雑収入 ¥3,149 その他の寄付金、預金利息、名簿販売	
合計 ¥15,398,568	
支出	
事務費 ¥411,353 役員会案内郵送料,人工芝事業	
総会諸費 ¥0 該当なし	

支部会補助金	¥108,000	関西支援金、役員派遣交通費等
慶弔費、通信費	¥0	該当なし
会合費	¥907	役員会・理事会費
年報費	¥3,566,940	年報発送費
同窓会賞	¥165,550	同窓会賞賞状と筆耕費、トロフィー
支援費	¥89,100	懸垂幕費用
渉外費	¥0	
合計	¥4,341,850	

以上の会計について、監事より監査を受け、正しく執行されていることを確認いただきました。

3 役員選出

会 長	小川 耕示 (高32)
副会長	鈴木 小枝 (高27) 榊原 律子 (高29) 竹内 裕子 (高31) 小嶋 今興 (高33) 加藤 英樹 (高34) 富安 斉 (高36)
書 記	村井 雄 (高30) 事務局 犬塚 章夫 (高31) 宮田 俊哉 (高32)
会 計	新海 真規 (高21) 鈴木 勝博 (高27) ○森山 怜子 (高51) 事務局
監 事	○兵藤 文男 (高26) 鬼頭 一浩 (高38)
顧 問	坪井 基紀 (校長) 市川 裕大 (高27) ○面高 俊文 (高17)

なお、年報でお知らせしました「令和4年度役員」は令和3年度の誤りでした。お詫びの上訂正させていただきます。

4 会則変更 参加者の満場一致を持って会則の変更が行われました。

愛知県立刈谷高等学校同窓会会則 () が R4.9.24 変更箇所

(名 称)

第1章 本会は愛知県立刈谷高等学校同窓会 (以下「本会」という) と称し、その事務所及び所在地を愛知県立刈谷高等学校内 (刈谷市寿町五丁目 101 番地) とする。

(目 的)

第2章 本会は会員相互の親睦を図り、併せて母校との連絡を保ってその発展を期することを目的とする。

(会 員)

第3章 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正 会 員 ① 刈谷中学校卒業生 ② 刈谷高等学校卒業生
③ 両校卒業に準ずる者
- (2) 特別会員 母校現職員及び旧職員

(役 員)

第4章 本会に次の役員を置き、任期は各1年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会 長 1 名 本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副 会 長 若干名 会長を補佐し、会長事故ある場合には予め指名された者がその代行をする。
- (3) 書 記 3 名 会務の記録に関する事務をとる。
- (4) 会 計 3 名 会計事務を掌る。
- (5) 監 事 2 名 会計を監査する。

(6) 理 事 _____ 会務の企画運営に当る。

*理事の人数の削除(7)地方理事の削除

(役員を選出)

第5章 会長・監事は、正会員中から役員会で選出し、総会の承認を得る。

副会長・書記・会計・理事は正会員及び特別会員の中から会長が委嘱をする。

*監事は総会の承認を得る、副会長は会長の推薦で就任とする。

(幹 事)

第6章 幹事は校内幹事及び学年幹事とする。

(1) 校内幹事は本校職員のうち卒業生をあてる。校内幹事で事務局を構成する。

(2) 学年幹事は卒業年度毎に各クラスより1名以上互選する。ただし、うち1名を代表幹事とする。

(3) 学年幹事の任期は終身を原則とし、辞任に際しては後任を推薦する。

(4) 学年幹事は各年度会員の実態の掌握に努める。

(5) 幹事は役員~~の兼任を妨げない~~。

*「連絡網の掌握」とあったが、連絡網は削除

(顧 問)

第7章 本会は役員以外に顧問を置く。内1名は母校学校長とし、他は会長の推薦により、総会の承認を得る。

*顧問を会長の推薦で選出してから総会の承認を得るよう変更

(運 営)

第8章 本会の一般会務は役員会で協議する。

本会はその目的を達するために次の事業を行なう。

1. 毎年1回総会を開く。ただし必要ある時は臨時総会を開くことがある。

1. 会員名簿及び年報の発行

1. その他適当と認める事項

(入 会)

第9章 本会正会員は入会に当たって終身会員として金 5,000 円を納入する。

ただし金 1,000 円を基本金とし、金 4,000 円を経常費に充当する。

(会 計)

第10条 (1) 本会の経費は正会員納入の経常費、基本金利子及び寄付金等により支弁する。

(2) 基本金は本会緊要の際、役員会の議を経て支出する事ができる。

(会計年度)

第11条 本会会計年度は毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終る。各年度の収支決算は総会及び年報で報告する。

(会則の変更)

第12条 本会の会則は総会において出席会員の3分の2以上の賛成があれば変更する事ができる。ただし変更の場合は本会年報で報告する。

附 則 1. 本会則は昭和27年8月17日から実施する。

1. 本会則は平成21年9月26日に改訂。

1. 本会則は平成25年9月28日に改訂。

1. 本会則は令和4年9月24日に改訂。

1. 会員は氏名住所等に変更が生じた場合その都度事務所に報告しなければならない。

1. 本会則実施の日から愛知県刈谷中学校同窓会は愛知県立刈谷高等学校同窓会に統合する。

慶弔規定

1. 本会歴代会長、亀の子会・関西亀の子会の歴代会長、あるいはそれに準ずる方の死亡に当たって

は、同窓会代表の会葬または弔電にて、その弔意を表す。

1. 上記の場合以外、特に必要と認めるときは、会長および事務局の了承を経て弔意を表すことがある。

*慶弔規定が「会員の婚姻時・死亡時」という実態に合わないものであったため、上記のように変更

5 その他

現在、理事は「回別理事」「地域理事」「職域理事」が置かれているが、特に地域理事と職域理事は時代背景も原因の一つと思われるが、すべてがうまく機能していない状況である。そのため、理事を「回別理事」に一本化いたします。この1年間かけて回別理事の選出をし、組織を整えて来年の総会に図りたいと考えております。

以上のことを総会で承認いただきました。

6 報告

令和3年度同窓会賞受賞者報告

「同窓会賞」

(1) 部活動

放送部 第68回NHK杯全国高校放送コンテスト 全国大会出場
第45回全国高等学校総合文化祭2021わかやま総文に出場 (以上6名)

スーパーサイエンス部

化学グランプリ2021大賞(全国での上位5名) (以上1名)

(2) 学業

3年間学業に精励し、優秀な成績をあげ、3カ年皆勤で本校生徒の模範であった。
(以上3名)

「同窓会会長賞」

該当者なし

以上の報告について、ご質問等ございましたら同窓会事務局まで

刈谷高校同窓会事務局(刈谷高校内)

0566-21-3171